

## 十五、第4条第1項第17号(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示)

日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用をすることが禁止されているものを有する商標であつて、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用をするもの

1. 「産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章」及び「産地を表示する標章」について

産地を当該産地における文字で表示した標章のみならず、例えば、片仮名で表示した標章、その他その翻訳と認められる文字で表示した標章を含む。

(例) 片仮名で表示した標章

「BORDEAUX」を「ボルドー」

「CHAMPAGNE」を「シャンパーニュ」

「琉球」を「リュウキュウ」

(例) その他その翻訳と認められる文字で表示した標章

「BOURGOGNE」(仏語)を「BURGUNDY」(英語)

2. 「有する」について

産地の誤認混同の有無は問わず、形式的に構成中に含むか否かにより判断するものとする。

(例) 「有する」場合

商品「しょうちゅう」について、商標「琉球の光」

商品「ぶどう酒」について、商標「山梨産ボルドー風ワイン」

商品「ぶどう酒」について、商標「CHAMPAGNE style」

3. 「ぶどう酒」及び「蒸留酒」について

本号にいう「ぶどう酒」には、アルコール強化ぶどう酒が含まれるものとする。また、「蒸留酒」には、例えば、泡盛、しょうちゅう、ウイスキー、ウォッカ、ブランデー、ラム、ジン、カオリヤンチュー、パイカル等が含まれるが、リキュールは含まれないものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○商標審査便覧

42.117.01 TRIPS協定を踏まえた商標法第4条第1項第17号の解釈について

42.117.02 商標法第4条第1項第17号の規定による産地の指定について

42.117.03 世界貿易機関（WTO）加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する  
標章について

88.01 外国政府等との取決めについて

巻末資料2-1 商標法第4条第1項第17号に規定する世界貿易機関の加盟国のぶどう酒  
又は蒸留酒の産地を表示する標章について

巻末資料2-2 WTO加盟国によって保護されているぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示リ  
スト